

7 年度 債務負担行為見積書

局名 文化スポーツ観光局 所属名 スポーツ課 (直通 045-285-0795) (単位 千円)

事項	スポーツ会館指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	126,884	令和6年度	-	令和7年度 ～ 令和11年度	126,884	-	-	4,773	122,111

査定額	126,884	令和6年度	-	令和7年度 ～ 令和11年度	126,884	-	-	4,773	122,111
-----	---------	-------	---	----------------------	---------	---	---	-------	---------

事業概要等

1 事業の概要

県立スポーツ施設であるスポーツ会館については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、指定期間の満了に伴い、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2 限度額の積算内訳

【債務負担行為】 (単位 千円)

年度	指定管理料	財源内訳	
	スポーツ会館	特定財源	一般財源
R6	—	—	—
R7	25,531	1,185	24,346
R8	25,337	897	24,440
R9	25,310	897	24,413
R10	25,450	897	24,553
R11	25,256	897	24,359
計	126,884	4,773	122,111